監第　　１２　号
令和４年５月６日

請求人
●　●　　　●　様
●　●　●●●　様

倉敷市監査委員　竹　内　道　宏
倉敷市監査委員　濱　田　　　弘
倉敷市監査委員　矢　野　周　子
倉敷市監査委員　大　橋　健　良

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和４年３月２２日付けで請求のあった地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４２条第１項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第５項の規定により次のとおり通知する。

第１　監査の請求
１　請求人
倉敷市●●●●●●●●番地　　●●　●
倉敷市●●●●●●●●番地　　●●　●●●

２　請求書の受付日
令和４年３月２２日

３　請求の内容
本件請求書の内容は、次のとおりである（原文のまま）。

１　請求の要旨
１　請求の対象者　倉敷市農林水産課
２　財務会計上の行為又は怠る事実
令和２年度有害鳥獣駆除委託業務の実施に当たり関係法令の遵守及び捕獲実績数の確認を怠って倉敷市有害鳥獣駆除班協議会に支払っている。
３　その行為又は怠る事実
令和２年度有害鳥獣駆除委託契約は当初2,440,000円で委託者（甲）倉敷市長伊東香織と（乙）倉敷市有害鳥獣駆除班協議会、会長岡田隆志との間で令和２年

４月１日付でなされているが、（甲）（乙）共に倉敷市西中新田６４０番地を所在地として契約がなされており、当該請求人が調査したところによると（乙）の所在は倉敷市文化産業局農林水産部農林水産課内に存在する事が判明し、又同農林水産課職員がその事務を行っていることが、確認された為、請求人らはその（乙）の存在を確認する為、庁舎管理担当の総務課及び人事課へ農林水産課職員の地方公務員法第１７条（任命・併任）の事実は存在するか、確認したところ、その様な事実はないと回答を得た。従ってこの契約は市民を欺く物であり失効である。

又、本委託契約は野性の有害鳥獣を捕獲する業務であるが、鳥獣捕獲等申請に当たり鳥獣の保護及び管理並びに適正化に関する法律及び、倉敷市鳥獣捕獲等事務処理要領等に違反している。

なお、岡山県より令和２年度有害鳥獣捕獲強化対策事業費として、イノシシ 708 頭で 7,080,000 円（内県費 2,832,000 円、市費 4,248,000 円）を報告・受領しているが、実施しているのは 695 頭で 6,950,000 円（内県費 2,780,000 円、市費 4,170,000 円）でありその差額 130,000 円及び事実証明書①に示す当該３月１６日～３月３１日までの捕獲数２９頭分は、令和元年度分の捕獲分と請求人らは疑っているので、監査委員には調査を求める。

４　経費の浪費

上記違法行為により不当に令和２年度有害鳥獣駆除委託料を受領し、その結果不当に野生鳥獣を殺戮した事が見込まれ、不要経費を浪費した。

５　措置の請求

※不法行為により得た経費 11,783,600 円の返還を求める。

今後再度違法行為を繰り返さないよう、地方公務員法（日本国憲法を含む）鳥獣保護管理法及び関係法令の順守に努めること。

２　請求者　倉敷市●●●●●●●●●番地　●●　●
　　　　　　倉敷市●●●●●●●●●番地　●●　●●●

地方自治法第２４２条第１項の規定により別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求します。

事実を証する書面については、請求人らから提出されているが、本件監査結果では添付を省略する。

４　請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（以下「自治法」という。）第２４２条の所定の要件を具備しているものと認め、令和４年３月２２日付けでこれを受理した。

第２　監査の実施

１　監査の対象

令和２年度有害鳥獣駆除業務委託料（以下「本件委託料」という。）の契約（以下「本件委託契約」という。）が、違法・不当な契約の締結にあたるか、また、本件委託料の支出が、違法・不当な公金の支出にあたるか、を監査対象とした。

なお、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づく鳥獣捕獲等許可申請手続自体の違法判断ないし鳥獣保護管理法違反自体の判断を求めるもの等については、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実には該当しないため、監査の対象外とした。

２　監査の対象部署

文化産業局農林水産部農林水産課を監査対象とした。

３　請求人らの陳述

（１）令和４年４月１５日、自治法第２４２条第７項の規定に基づき、請求人らに証拠の提出及び陳述の機会を与え、その際、関係職員を立ち会わせた。

なお、請求人らから新たな証拠の提出はなく、請求人らに対する事情聴取のみを実施した。

（２）陳述の要旨

令和２年度有害鳥獣駆除業務委託契約書の内容について、契約は倉敷市（甲）と倉敷市有害鳥獣駆除班協議会（以下「駆除班協議会」という。）（乙）とで契約しているが、甲乙とも同じ所在である。地方公務員は、全体の奉仕者で一部の奉仕者ではないため、契約する相手方の事務を甲がやっているということになると事務の公平性が保てないと考えている。特に地方公務員の職務の専念義務、これが欠如しているのではないかと考えている。

県の令和２年度有害鳥獣捕獲強化対策事業の補助金として、イノシシ７０８頭分を倉敷市は県に申請し、受領しているが、倉敷市が駆除班協議会に支払っている令和２年度の委託料のうち県の補助金に該当するのは６９５頭分であり、１３頭分の食い違いがあると考えている。

４　関係職員の陳述

（１）令和４年４月１５日、監査対象部署の陳述の聴取を行い、その際、請求人らを立ち会わせた。

（２）陳述の要旨

ア　請求人は、駆除班協議会の存在を疑問視し、そうした団体との委託契約は無効であると主張するものと思われるが、駆除班協議会は、岡山県倉敷地区猟友会倉敷分

会有害鳥獣駆除班、岡山県倉敷地区猟友会児島分会有害鳥獣駆除班及び玉島分会有害鳥獣駆除班の連絡調整等を目的として設立されたものであり、予算及び決算、次年度の事業計画等について協議するための会議を毎年開催するなど活動の実態もある。本市においては、市内全域における有害鳥獣の捕獲を実施するため、駆除班協議会との間で委託契約を締結しており、また、駆除班協議会は、倉敷市鳥獣被害防止計画を達成するための公益性の高い団体であることから、倉敷市行政組織規則第９条文化産業局農林水産部農林水産課の事務分掌第１４号「農林水産業等に係る鳥獣被害防止に関すること。」の規定によりその事務局を農林水産課が担い、総会の議事録の作成及び保管、会計処理、駆除活動に係る賠償責任保険及び傷害保険への加入、有害鳥獣の捕獲実績の管理等の事務を実施している。

イ　県の有害獣許可捕獲促進事業の詳細は、県が作成した「有害獣捕獲強化対策事業実施要領」（平成３０年４月１日付け、鳥獣対第３号農林水産部長通知。以下「県要領」という。）及び「有害獣捕獲強化対策事業の運用について」（令和２年３月２７日付け、農林水産部鳥獣害対策室。以下「県運用マニュアル」という。）で定められている。有害獣許可捕獲促進事業は、「市町村が行うイノシシ、シカ、サルの許可捕獲助成事業に要する経費の助成」を行うものであり、このうち本市ではイノシシを対象に補助を活用している。イノシシの場合の捕獲対象期間は県要領において「非狩猟期（４月１日から１１月１４日まで及び３月１６日から３月３１日までの期間）」となっており、県運用マニュアルにおいて、３月における捕獲については、次年度予算で支払うこととなっている。

よって、令和２年度の県の有害獣許可捕獲促進事業による補助金の交付は、令和２年３月１６日から同年１１月１４日までの期間（以下「県補助対象期間」という。）におけるイノシシの捕獲が対象となる。

本市では、令和２年度の事業実績として、県補助対象期間において県要領及び県運用マニュアルに即した捕獲確認のできたイノシシ７０８頭を報告しており、その内訳は、県補助対象期間のうち令和２年３月１６日から同年３月３１日までの期間の捕獲数が２９頭、令和２年４月１日から同年１１月１４日までの期間の捕獲数が６７９頭となっている。

以上のとおり、県の有害獣捕獲強化対策事業に係る補助金の申請及び受領については、県要領及び県運用マニュアルの規定に基づいて、適正に事務を行っている。

次に、本件委託契約は、ヌートリア、イノシシ、カラス類の捕獲実績に応じて、委託料を加算する契約内容となっている。イノシシの場合は、狩猟期（１１月１５日から３月１５日までの期間）における捕獲は１頭当たり 6,000円、狩猟期以外の期間における捕獲は１頭当たり 10,000円となっている。本市では、国の鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領別記３の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業第２の第２項第２号に規定する捕獲確認方法（現地確認、搬入確認、書類確認）によることとしている。また、当該捕獲確認方法により捕獲確認ができない場合であっても、

その他の資料等から捕獲が確認できる場合には、任意の様式である捕獲報告書によっても捕獲確認ができたものとして、本件委託料の対象としている。

本件委託契約の委託期間は、令和２年４月１日から令和３年３月３１日までであり、令和２年度のイノシシの対象件数は、合計８９１頭となっている。その内訳については、非狩猟期である令和２年４月１日から同年１１月１４日まで及び令和３年３月１６日から同年３月３１日までの期間の捕獲数は６９５頭であり、契約単価 10,000円を乗じて 6,950,000円となる。また、狩猟期である令和２年１１月１５日から令和３年３月１５日までの期間の捕獲数は１９６頭であり、契約単価 6,000円を乗じると 1,176,000円となり、非狩猟期と狩猟期を合計すると、８９１頭 8,126,000円となる。

以上のように、本市は、本件委託契約の委託期間において捕獲確認ができたものについて本件委託料として支払っており、適正に事務を行っている。

第３　監査の結果

１　事実関係の確認

（１）有害鳥獣の捕獲事業の背景

ア　国の制度

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため、平成２０年２月に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「特措法」という。）を施行し、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成２０年３月３１日付け、１９生産第９４２３号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）及び鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成２０年３月３１日付け、１９生産第９４２４号農林水産省生産局長通知。以下「国実施要領」という。）を定め、農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費を助成している。

イ　県の制度

前述の国実施要綱及び国実施要領を受け、県では岡山県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成２２年４月１日付け、農振第３号農林水産部長通知。）及び岡山県鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成２２年４月１日付け、農振第４号農林水産部長通知。）を定め、市町村が行う事業に交付金を交付している。

さらに県では、県独自の市町村支援策として、県要領及び県運用マニュアルを定め、市町村が行う事業に補助金を交付している。

（２）駆除班協議会及び事務局について

駆除班協議会は、特措法第４条の２に規定された倉敷市鳥獣被害防止対策推進協議会の構成員からなる組織であり、本市と有害鳥獣の駆除について業務委託契約を締結し、地域の農林水産業への被害防止及び地域の住民の安全確保のために、イノシ

シ、ヌートリア等の有害鳥獣を捕獲している。

本市は、農林水産課に駆除班協議会事務局を置き、農林水産課の職員が、駆除班協議会の総会、予算、決算、契約並びに出納に関する事務補助に従事している。

（３）有害鳥獣の捕獲確認

駆除班協議会の駆除班員が有害鳥獣を捕獲した場合、農林水産課又は各支所産業課の職員が現地確認を行い、国実施要領に規定された鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲確認書（以下「捕獲確認書」という。）に、捕獲従事者氏名、獣種名、成獣・幼獣の別、頭数、捕獲年月日、捕獲場所等を記載している。

書類確認については、捕獲した鳥獣にスプレー等でその捕獲個体の識別が可能となるようマーキングした上で、捕獲個体全体と捕獲者が一緒に写った写真を添付し、さらに、獣類にあっては尾、鳥類にあっては両脚の部位を確認することによって、捕獲確認書を作成している。

本件委託料は、現地確認、書類確認により捕獲確認ができたものについて加算対象とするほか、その他の資料等（捕獲写真や証拠物）から捕獲確認ができる場合には、任意の様式である確認書に、捕獲従事者氏名、獣種名、成獣・幼獣の別、頭数、捕獲年月日、捕獲場所等を記載し、捕獲個体の写真を添付する等して作成し、支出の根拠としている。

（４）本件委託料の支出の概要

本市は、農林水産業への被害防止及び地域住民の安全確保を図るため、市内全域の有害鳥獣の駆除を目的、内容とする業務委託契約を駆除班協議会と締結している。委託期間は令和２年４月１日から令和３年３月３１日、委託料は駆除班ごとに支払われる定額 150,000 円とハンター保険料等の固定額に、活動、捕獲実績に応じて加算する契約となっている。

固定分	駆除班委託料	@150,000 円× 11 班	1,650,000 円
	ハンター保険料・事務費		300,000 円
	ワナ賠償・傷害保険料		452,870 円
加算分	延べ 70 人以上捕獲活動に従事	@45,000 円× 11 班	495,000 円
	イノシシ 30 頭以上等捕獲	@30,000 円× 9 班	270,000 円
	イノシシ（狩猟期）	@ 6,000 円× 196 頭	1,176,000 円
	イノシシ（非狩猟期）	@10,000 円× 695 頭	6,950,000 円
	ヌートリア	@ 1,000 円× 309 頭	309,000 円
	カラス類	@ 800 円×1,167 羽	933,600 円
委　託　料　合　計			12,536,470 円

請求人らは、本件委託料内訳の表中、ハンター保険料・事務費 300,000 円及びワナ賠償・傷害保険料 452,870 円を除く 11,783,600 円の返還を求めている。

（５）令和２年度県岡山県有害獣捕獲強化対策事業補助金（以下「本件補助金」という。）と本件委託料における捕獲イノシシの乖離について

・本件補助金（７０８頭分）

R2 年（R 元年度）	R2 年（R2 年度）	
非狩猟期	非狩猟期	
3/16 ～ 3/31	4/1 ～ 11/14	※県が指定する R2 年度補助対象期間
29 頭	679 頭	

・本件委託料（８９１頭分）

R2 年（R2 年度）	R3 年（R2 年度）	
非狩猟期	狩猟期	非狩猟期
4/1 ～ 11/14	11/15 ～ 3/15	3/16 ～ 3/31
679 頭	196 頭	16 頭

※非狩猟期のうち、R2.3.16～R2.3.31 分 29 頭は、県の R2 年度補助金の対象となるが、市の R2 年度委託料の対象とはならない。一方、R3.3.16～R3.3.31 分 16 頭は県の R2 年度補助金の対象とはならないが、市の R2 年度委託料の対象となる。よって 29 頭と 16 頭の差 13 頭分の差が生じている。

２　判断

（１）まず、本件委託契約が、違法・不当な契約の締結にあたるかについて検討する。

請求人らは、農林水産課職員が駆除班協議会の事務を行い、本件委託契約を締結していることについて、契約自体が市民を欺くものであると主張している。

駆除班協議会は、捕獲駆除を行うために必要な狩猟免許を有する者で構成する岡山県倉敷地区猟友会の各分会から選出された、特措法第４条の２に規定された倉敷市鳥獣被害防止対策推進協議会の構成員からなる組織であり、倉敷市鳥獣被害防止計画を達成するための公益性の高い団体である。

また、本市は行政組織規則（平成１９年規則第３０号）第９条農林水産部農林水産課の事務分掌第１４号に「農林水産業等に係る鳥獣被害防止に関すること。」と規定し、さらに、駆除班協議会の役員として農林水産部長が理事を担っている。

こうしたことから、公益的活動を行う駆除班協議会に対し、その機能を効率的・効果的に発揮できるよう、駆除班協議会の事務局を農林水産課に置き、駆除班協議会固有の事務を一部包含していたとしても、農林水産課の職員が本市の事務として行うことは、一概に違法性・不当性があるとはいえない。

したがって、本件委託契約について、自治法第２４２条第１項所定の「違法又は不当な契約の締結」があったとは認められない。

（２）次に、本件委託料の支出が、違法・不当な公金の支出にあたるかについて検討する。

本件委託料の算定根拠となる業務委託期間（令和２年４月１日から令和３年３月３１日）の有害鳥獣の捕獲数については、国実施要領等に規定された方法に従って、職員の現地確認や書類確認による適正な捕獲確認のほかに、捕獲写真や証拠物等の資料による適正な捕獲確認を行っているため、捕獲数に違法・不当な点は認められない。したがって、本件委託料の支出については、適正な捕獲数に応じて支出されたものであり、その手続きに違法性・不当性は認められないことから、自治法第２４２条第１項所定の「違法又は不当な公金の支出」があったとは認められない。

次に、請求人らは、本件補助金の算定根拠となる捕獲頭数と、本件委託料の算定根拠となる捕獲頭数に乖離があると主張していることについて検討する。

本件補助金の捕獲頭数は、令和２年３月１６日から同年１１月１４日までの非狩猟期に捕獲された７０８頭であり、本件委託料の捕獲頭数は、令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に捕獲された８９１頭であり、そのうち非狩猟期に捕獲されたのは６９５頭である。このように捕獲頭数に乖離が生じているのは、それぞれの対象となる期間が異なっているためである。

第４　結論

以上のことから、本件住民監査請求については、請求人らの主張には理由がないものと判断する。